

議員提出議案第2号

大森啓議員に対する議員辞職勧告決議

標記の議案を次のとおり、桑名市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成30年6月19日 提出

| 提出者 | 桑名市議会議員 | |
|-----|---------|------|
| | 南澤幸美 | |
| 〃 | 同 | 伊藤真人 |
| 〃 | 同 | 倉田明子 |
| 〃 | 同 | 松田正美 |
| 〃 | 同 | 愛敬重之 |
| 〃 | 同 | 飯田尚人 |
| 〃 | 同 | 満仲正次 |
| 〃 | 同 | 大橋博二 |
| 〃 | 同 | 辻内裕也 |
| 〃 | 同 | 中村浩三 |
| 〃 | 同 | 渡邊清司 |

| | | |
|-----|---|-------|
| 提出者 | 同 | 富田 薫 |
| ” | 同 | 伊藤 研司 |
| ” | 同 | 水谷 義雄 |
| ” | 同 | 箕浦 逸郎 |
| ” | 同 | 飯田 一美 |
| ” | 同 | 市野 善隆 |
| ” | 同 | 佐藤 肇 |
| ” | 同 | 畑 紀子 |

大森啓議員に対する議員辞職勧告決議

議員は、市民全体の代表者として、市政に携わる権限と責務を深く自覚し、高い倫理観を保持し、その使命の達成に努めなければならない。

しかるに、大森啓議員が、本日の新聞により5月下旬に名古屋市内の書店において、窃盗行為に及んだと報道されたことは、市民に多大な迷惑をかけるとともに、議会の信頼を大きく失墜させるものである。

大森啓議員は、平成28年7月2日にも市内衣料品販売店において窃盗事件で逮捕され、この犯罪行為により市議会から議員辞職勧告決議を受けているにも関わらず議員活動を続けたうえ、本日の新聞報道にあるような犯罪行為に再び及んだことは、市民全体の代表者としての適性を欠くものと言わざるを得ない。

このことから、みずからの行為により市民の議会に対する信頼を著しく失墜させたことを真摯に受けとめ、みずからの責任において公人としてのけじめをつけるべきである。

よって、ここに大森啓議員の辞職を強く勧告するものである。

以上、決議する。

平成30年6月19日

桑 名 市 議 会